

青森県後期高齢者医療主管課（部）
青森県後期高齢者医療広域連合事務局

} 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

平成 23 年台風 15 号による被害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金
及び保険料の取扱いについて

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 23 年台風 15 号による被害により、管内の市町村において災害救助法が適用されたことに鑑み、同法の適用を受けた市町村で被災した後期高齢者医療の被保険者に係る一部負担金及び保険料の取扱いについて、下記の内容について改めて周知いたしますので、その適切な対応についてよろしくお願いします。

なお、貴県におかれましては、管内の市町村への周知徹底を図るよう、よろしくお願いします。

記

- 1 後期高齢者医療制度においては、特別な理由がある被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 69 条、第 111 条及び第 115 条の規定並びに「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の取扱いについて」（平成 20 年 3 月 24 日保総発第 0324005 号）に基づき、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は一部負担金の減免及び徴収猶予並びに保険料の減免及び徴収猶予を行うことができることとされており、また、市町村は保険料の徴収に係る納期限の延長等を行うことができることとされていることから、当該災害により被災した被保険者に係る一部負担金及び保険料について、広域連合又は市町村の条例等で定める基準に照らし、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 市町村は、保険料を特別徴収の方法により納付している被保険者から上記 1 に係る申請があった場合においては、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 106 条第 6 号の規定に基づき、普通徴収の方法による納付への変更が可能であること。
なお、この場合の納付方法については、口座振替の方法に限らないものであること。
- 3 被保険者等に対し、上記 1 及び 2 についての周知徹底に努めること。
- 4 上記 1 による一部負担金及び保険料の減免額については、その実情に応じて、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 141 号）第 6 条第 1 号又は第 3 号の規定に基づき、特別調整交付金が交付されること。